

幼児教育・保育 無償化

“あなたのお子さんは
どこにあてはまる？”

無償化の対象チェック! 詳しくはこちら



無償化の対象チェック!



いいえ

保育の必要性はありますか? ※

※保育者の就労・疾病や介護により
家庭で保育できない状態であること。

はい

子どもが通っている施設は?

- ・新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- ・認定こども園(幼稚園部分)
- ・就学前障がい児の発達支援制度
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・上記以外

子どもが通っている施設または利用しているサービスは?

- ・保育所、認定こども園(保育所部分)
- ・地域型保育(家庭的保育など)
- ・就学前障がい児の発達支援制度
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり施設、病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・新制度移行済み(★1)の公私立幼稚園
- ・認定こども園(幼稚園部分)
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・企業主導型保育施設
- ・上記以外

★1 平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、制度の実施主体となった市町村によって、支給認定や利用者負担額(保育料)が定められる園を指します。

A 満3~5歳児 無償

D 満3~5歳児 無償

A' 満3~5歳児
月額2万5,700円まで無償

無償化の対象にはなりません

C 3~5歳児
住民税非課税世帯の0~2歳児 無償

D 3~5歳児
住民税非課税世帯の0~2歳児 無償

E 3~5歳児
月額3万7,000円まで無償
住民税非課税世帯の0~2歳児
月額4万2,000円まで無償

A 満3~5歳児 無償

A' 満3~5歳児
月額2万5,700円まで無償

標準的な利用料が無償

無償化の対象にはなりません



さらに

預かり保育を利用した場合

B 3~5歳児
月額1万1,300円まで無償

B 住民税非課税世帯の満3歳児
月額1万6,300円まで無償

さらに

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合

E 無償

※幼稚園の預かり保育の実施時間などが少ない場合に、月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が無償となります。

無償化の期間

満3歳になった日から対象

- 施設
- ・幼稚園(新制度に移行していない私立幼稚園)
 - ・認定こども園(幼稚園部分)

満3歳になって最初に迎えた4月1日から対象

- 施設
- ・保育園
 - ・認定こども園(保育園部分)
 - ・認可外保育施設等
- ※ただし、住民税非課税世帯の子どもは0~2歳の間も無償

A ~ Eの詳細は次ページへ

お問い合わせ先

熊野町健康福祉部 子育て支援課

☎ 082-820-5623

<https://www.town.kumano.hiroshima.jp/>

A 認定を受ける必要のある幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)について

利用料

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
- 詳細は、各園にお問い合わせください。

A' 認定を受ける必要のない幼稚園について

利用料

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、入園料・保育料は月額2万5,700円まで無償となります。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。
- 給食費や通園費等は無償化の対象外です。

支給認定区分

入園資格や受付期間、手続きなど全般は、各園で異なりますので、利用を希望する園にお問い合わせください。



B 預かり保育について

利用料

- 共働き世帯など、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)

C 保育所・認定こども園(保育所部分)への入園、地域型保育の利用について

利用料

- 3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんを対象に、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- 0歳から2歳児までのお子さんは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料(保育料)の利用者負担額は無償となります。
- お子さんが2人以上の世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。)
- 上記利用料とは別に、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。
- そのほか、ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯等に対して、利用料の減免措置があります。
- 詳細は、各園にお問い合わせください。

延長保育

- 保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。利用には別途、延長保育料が必要です。

D 就学前障がい児の発達支援について

利用料

- 3歳から5歳児までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償となります。各種サービスの利用手続き等は、町が別途発行している「障害福祉サービスガイドブック」をご参照ください。
- ※ 放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはなりません。
 - ※ 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含みます。
 - ※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただけます。
 - ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
 - ※ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

E その他の保育サービスについて

利用料

- 一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育所等については、保育の必要性の認定(2号・3号)を受けた3歳から5歳児のお子さんを対象として、月額3万7,000円までの利用料が無償となります。0歳から2歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

